



中津市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月26日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 日之出町商店街 元気会</p> <p>[補助金等名] 中津市商店街にぎわいづくり支援事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 産業経済部 商業・ブランド推進課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) ① スタンプラリーの賞品を購入する際、一旦会員が立て替え払いをしている。個人の現金での立て替え払いは望ましくないため、今後は振込払い等支払方法の見直しを検討されたい。</p> <p>② 印刷代、スタンプラリー賞品代、ステージイベント委託料、全ての経費をその都度会員で案分(端数は会長が負担)し、現金を徴収、支払いという方法で行っていた。全て現金管理で行うのは運営方法として望ましくない。 また、各会員からその都度現金を徴収する方法は、効率が悪く、紛失、間違い等のリスクも高くなるため、今後は会費として事前に徴収し、通帳で管理する方法等への見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 交付申請時の収支予算書で計上していた経費が、実績報告書では0円となっていたり、収支予算書には計上されていない経費が実績報告書に計上されていたりした。また、実績報告書の事業報告に記載されているイベントの経費が、収支決算書には全く計上されていない等、イベントの実施主体、事業内容、お金の流れなど不明瞭な点が多くあった。 今後、補助事業を行う場合は、事業内容、事業収支を明確にし、交付要綱に則った適切な事務処理を行われたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 今回、補助金を支出した元気会は、商店街で飲食店を経営する若手経営者有志の会だが、提出された会計報告や総会資料、通帳の写し等を確認しても全体的なお金の流れが不明であった。 また、提出された実績報告書も事業内容と事業収支に一部不明な点があった。 「補助金」は対価なくして支出するものであるため、公益性、公平性、有効性等を慎重に審査したうえで交付する必要がある。ただ単にイベント等の事業に要する経費を補助するだけでなく、事業実施団体の概要や会計処理のチェック体制など十分に確認し、適切な補助事業者であるか審査したうえで交付決定・支出するよう留意されたい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。今後は、個人の現金での立て替え払いとならないよう支払い方法を見直し、振込払いを利用するなど適正な会計事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘のとおり、現金管理での運営方法は望ましくありませんでした。 今後は事前に会費を徴収するなど、通帳で管理する方法等への見直しを検討し、収支経過を明確化する適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘のとおりです。今回のイベントは商店街協同組合との同時開催であり、内容等が混在した書類を提出してしまったことで、会計やイベントの内容について、不明確な点がありました。 今後は、事業内容、事業収支を明確にするなど、補助金交付要綱に則った適切な事務処理を行います。</p> <p>今回のご指摘を受けたことを課員全員で共有し、補助金が公益性、公平性、有効性等を慎重に審査したうえで交付することを徹底してまいります。 また、今後は事業実施団体の概要や会計処理のチェック体制などを十分に確認し、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>	